

伊予農業振興地域整備計画変更等理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変更理由
	・農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・農業振興地域の区域が変更されたため
	・農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果のため
○	・経済事情の変動その他情勢の推移のため

2 農用地利用計画の変更理由等

○ 農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
1	伊予市中山町佐礼谷1号184番2 伊予市中山町佐礼谷1号187番4	畑 畑	275 598	農地	③	<p>法第13条第2項各号の6要件全てを満たし、今後農業施策を実施する予定もないため</p> <p>第1号 申出地は、作業効率が低い箇所であり、転用目的上代替地はない。</p> <p>第2号 地域計画が未策定のため、支障なし</p> <p>第3号 申出地は山間部に位置し、変更後の農用地区域の利用上支障が軽微であり、集団性を著しく阻害されるものではないと判断される。</p> <p>第4号 当該変更にかかる土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積にかかる土地はないため、支障を及ぼす恐れはないと判断される。</p> <p>第5号 申出地の周辺には附帯施設もなく、隣接農地の排水等に影響を及ぼす恐れはないと判断される。</p> <p>第6号 土地基盤整備事業の実施なし</p>	植林

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
2	伊予市宮下字西大袋 2317 番 20	山林	2,035	農地	①	土地所有者より市農業委員会へ非農地証明願の提出があり、審査した結果、非農地であると判断されたため	非農地判断による除外
	伊予市三秋字大原甲 425 番 1	山林	288				
	伊予市三秋字大原甲 447 番 1	山林	440				
	伊予市三秋字大原甲 620 番 1	山林	114				
	伊予市三秋字大原甲 620 番 3	山林	29				
	伊予市三秋字大原甲 754 番 4	雑種地	10				
	伊予市三秋字栗木原甲 973 番 2	山林	167				
	伊予市三秋字栗木原乙 107 番 3	山林	720				
	伊予市三秋字栗木原乙 108 番 5	山林	740				
	伊予市三秋字添谷乙 206 番 2	山林	197				
	伊予市中山町中山西 239 番 2	山林	1,060				
	伊予市中山町中山西 404 番 1	山林	671				
	伊予市中山町中山西 404 番 2	山林	49				
	伊予市中山町中山西 406 番 2	山林	299				
	伊予市中山町中山西 406 番 3	山林	204				
	伊予市中山町中山西 407 番 1	山林	882				
	伊予市中山町中山 10 号 112 番 1	山林	9,757				
	伊予市大平字立場谷甲 355 番	山林	596				
	伊予市大平字梶畑乙 409 番 1	山林	392				
	伊予市大平字瀧山甲 552 番 1	山林	134				
	伊予市稲荷字池田甲 1045 番 1	山林	205				
	伊予市稲荷字池田甲 1051 番	山林	199				
伊予市稲荷字池田甲 1052 番	山林	537					
伊予市稲荷字替地甲 1097 番 2	山林	135					
伊予市稲荷字替地甲 1097 番 3	山林	1,633					
伊予市稲荷字東山乙 83 番 1	山林	408					

除外の理由：

- ① 除外する土地が農用地区域の設定基準（農振法第 10 条第 3 項各号）に該当しない土地となったため
- ② 農用地区域に含まれない土地（農振法第 10 条第 4 項、令第 8 条各号、規則第 4 条の 5 各号）となったため
- ③ 農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第 13 条第 1 項及び第 2 項）こととなったため